

提出日 令和 6 年 2 月 11 日

「JR 東海の盛土計画をどこまで認めてエリア保全していくか」に関する意見

委員名 武田 康郎

本旨・結論

これまでの審議会議論を通じて「要対策土」は受け入れないことで一致した。一方、健全土の受け入れについては委員の中で意見が分かれているのが実情である。具体的には①候補地AおよびBともに受け入れないとする意見、②候補地Aについては認めるがBについては認めないとする意見、③候補地Aについては認め、Bについては条件付きで認める、というものである。

私は、この内の③の考え方、すなわち「候補地Aについては認め、候補地Bについては条件付きで認める」という立場である。以下にその理由等を記す。

意見の根拠、理由など ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

1. 候補地A・B共に搬入を認めないとする意見は、これまでにJR東海と御嵩町との間で協議を交わして来た経緯からしても答申に反映するには無理がある。
2. ましてや候補地AはJR東海の所有地であり、その開発について町が要求を言える立場にはない。あくまでも「お願い」でしかない。
3. ②のBには持ち込まないとする意見については、元々Bに持ち込む予定であった28万立米の健全土の行き場が無くなる。Aに持ち込むことが可能であるかどうかについて審議会では判断できると思われぬ。新たな場所を探せという意見もあるが、この段階においては実現の可能性すら定かではなく無責任と言わざるを得ない。
4. 候補地A・Bを問わず、盛土の安全性については高盛土委員会の報告によって技術的裏付けがあるが、なお盛土についての住民の不安が消えていないこと、さらにはハナノキなどの希少野生生物が集中する区域であり、より高度な保全策が求められること、などの点からさらに十分な検討が必要であり、これらの課題に対応する必要がある。
5. なお蛇足ではあるが、答申案の策定にあたっては、いくつかの意見を「併記」という意見もあるかと思われるが、私はなるべく「一本化」を目指すべきだと考える。そもそも「答申」とは本来そうあるべきだし、町長がJR東海と協議を行う場合を考えても有効ではないかと思量するからである。

意見を裏付ける資料 ※意見の根拠として引用・明示した資料のみとしてください。

※どの意見を裏付ける資料なのか、上記コメント中及び資料に分かるよう明示してください。